

鹿児島県土地家屋調査士会

「境界問題相談センターかごしま」研修規程

(目的)

第1条 この規程は、境界問題相談センターかごしま規則（以下「規則」という。）第51条に規定する研修について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、規則において使用する用語の例による。

(研修の企画及び実施)

第3条 運営委員会は、次に掲げる研修を実施するものとする。

- (1) 本センターの業務に関与する調査士としての法的知識、境界鑑定技法、筆界特定制度に関する研修
- (2) 本センターの業務に関与する調査士としての倫理に関する研修
- (3) 本センターの業務に関与する調査士としての調停技法に関する研修
- (4) 本センターが実施する調停手続に関する規則その他の規程に関する研修
- (5) その他本センターの目的を達成するために必要な研修

(候補者の推薦の基準)

第4条 規則第13条第2項に規定する、本センターが指定する研修を修了した者とは、前条各号の研修を、次に掲げる時間受講した者とする。

- (1) 第1号 2時間以上
- (2) 第2号 2時間以上
- (3) 第3号 2時間以上
- (4) 第4号 1時間以上

2 運営委員会は、現に裁判所の民事に関する調停委員を務めている本会の会員について、前条第3号の研修の受講を免除する事ができる。

(外部研修の受講による特例)

第5条 運営委員会は、調査士法第3条第3項に規定する法務大臣が指定する研修を受講した者については、第3条第1号及び第2号の研修を受講したものとみなすことができる。

2 運営委員会は、第3条第1号又は第3号に定める研修と同一の効果が得られるものと

して運営委員会が認めた研修を受講した者については、当該各号の研修を受講したものとみなすことができる。

- 3 運営委員会は、前2項の規定により研修を受講したものとみなした者に対し、次に掲げる書面の提出を求めることにより、受講の確認を行うことができる。
- (1) 受講した研修の内容を確認することができる書面
 - (2) 研修の終了認定書その他当該研修を受講したことを証明する書面
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、運営委員会が提出を求めた書面

(研修受講の責務)

第6条 相談員、調停員、事務局職員その他本センターが行う紛争解決手続に関与する調査士は、必要に応じ研修を受講するよう努めなければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営委員会の決議による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、鹿児島県土地家屋調査士会「境界問題相談センターかごしま」が行う民間紛争解決手続の業務について、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の規定による法務大臣の認証を取得した日から施行する。

(平成30年8月20日 運営委員会承認)